

弘前市融雪装置設置資金利子補給金交付要綱

弘前市融雪装置設置資金貸付要綱（平成27年弘前市告示第190号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、融雪装置の設置を普及促進し、もって冬季間における快適な市民生活の向上を図るため、弘前市内において融雪装置を設置するものに対して金融機関が当該設置に必要な資金の融資を行う場合において、弘前市融雪装置設置資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

（交付対象）

第2条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、金融機関が次条第1項の融資対象者に対して行う第1号に掲げる融雪装置（以下「対象融雪装置」という。）に関する第2号に掲げる費用（以下「対象経費」という。）の融資とする。

(1) 未使用品であって、性能の保証、設置後のサポート等が設置業者、メーカー等によって確保されている次に掲げる融雪装置

(ア) 融雪槽 地中に埋設した槽の中で、投入された雪を温水等により融かす装置であって、融雪水を原則側溝へ排水するものをいう。

(イ) 融雪機 バーナー等を熱源として、投入された雪を融かす装置であって、融雪水を原則側溝へ排水するものをいう。

(ウ) ロードヒーティング 灯油、電気等を熱源として、温水パイプや電熱ヒーター等で面的に雪を融かす装置であって、融雪水が敷地外へ流れて凍結等の被害を与えないよう排水に配慮したものをいう。

(エ) 屋根融雪 建物の屋根に電熱ヒーター等を敷設して、屋根に積もった雪を融かす装置であって、融雪水が敷地外へ流れて凍結等の被害を与えないよう排水に配慮したものをいう。

(2) 購入費、設置工事費及び排水工事費

（融資対象者の要件）

第3条 融資対象者は、対象融雪装置を市内に設置しようとするものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 融資対象者の要件に適合することの確認申請（以下「確認申請」という。）を行う日の属する年度の前年度に納付又は納入をすべき市税等

(2) 平成27年度弘前市融雪装置設置費補助金の交付を受けていないこと。

(3) 対象融雪装置の設置に係る工事の施工、物品の購入等を市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 前項第1号の市税等とは、市が課税するものであって、次の各号に掲げる申請者（確認申請をするものをいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税

(2) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(3) 申請者が法人格を有しない町会等（以下「町会等」という。）である場合 当該町会等の代表者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(4) 申請者が特別徴収義務者である場合 納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税（利用制限等）

第4条 一の申請者につき対象融資の回数は3回を限度とする。ただし、過去に本制度を利用して設置した融雪装置が存する敷地内にある建物又は当該敷地と一団である敷地に融雪装置を設置し

ようとする場合は、回数に関わらず、対象融資とはならないものとする。

- 2 2回目以降の対象融資に係る確認申請をする場合にあっては、前回の対象融資に係る初回の償還日から1年以上経過し、かつ、確認申請時において償還期限が到来している対象融資に係る償還を全て終了していなければならない。
- 3 前項に規定するほか、3回目の対象融資に係る確認申請をする場合にあっては、1回目又は2回目の対象融資に係る償還のいずれかを終了していなければならない。

(金融機関の融資条件等)

第5条 この要綱に基づく利子補給金の交付について、市と契約を締結した金融機関（以下「金融機関」という。）は、次に掲げる条件により対象融資を行うものとする。

- (1) 融資を受けた資金の償還は、金融機関が融資対象者に対して融資を行った月の翌月から起算して60か月以内で元金均等月賦により行うこと。ただし、償還期日前において融資を受けた資金の全部を繰上償還する場合は、この限りでない。
- (2) 市が交付する利子補給金の額の範囲内において、金融機関は融資対象者から利子を徴収しないこと。ただし、融資対象者が次に掲げる行為を行った場合はこの限りでない。
 - ア 融資を受けた資金の償還を著しく遅滞した場合
 - イ 対象融雪装置を撤去した場合
 - ウ その他この要綱の趣旨に反する行為を行った場合
- (3) 融資を受けた資金の償還は、原則として口座振替の方法によるものとする。

- 2 対象融資を受けた資金に係る保証措置は、金融機関が別に定めるところによる。

(利子補給)

第6条 市は、金融機関が対象融資を行ったときは、対象融資を行った日から、当該日の属する年度の4月1日を基準日とした長期プライムレートの利率で、当該金融機関に対し、利子補給金を交付するものとする。ただし、融資対象者が前条第1項第2号ただし書に掲げる行為を行った場合は、この限りでない。

- 2 対象融資の額の範囲は、100,000円以上1,000,000円以下であって、かつ、対象経費の実支出額の合計額以下とする。
- 3 金融機関は、市長に対し、9月及び3月の年2回、利子補給金の支払を請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求があった場合は、当該金融機関に対し、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込によりこれを支払うものとする。

(確認申請)

第7条 申請者は、希望取扱金融機関を定め、融雪装置設置融資対象者要件確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設置機種の様式書等
- (3) 融雪装置配置図及び排水経路図（様式第2号）
- (4) 付近見取図（様式第3号）
- (5) 土地・建物使用承諾書（様式第4号）及び当該土地又は建物の所有者を証明する書類（融雪装置（屋根融雪を除く。）を設置しようとする土地又は屋根融雪を設置しようとする建物の所有者と申請者が異なる場合に限り。）
- (6) 融雪システム図及び対象となる建築物の写真（融雪装置が屋根融雪の場合に限り。）

- (7) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれに定めるもの

ア 申請者が法人である場合 前年度分の納税証明書、定款、登記事項証明書及び申請時において最新の決算書（法人の新設等の場合で、申請時において納税証明書及び決算書を添付できないときは、代表者の前年度分の納税証明書（市県民税が課税されていない場合は、所得課税証明書も併せて添付）

イ 申請者が個人である場合 前年度分の納税証明書（市県民税が課税されていない場合は、

所得課税証明書も併せて添付)及び住民票の写し

ウ 申請者が町会等である場合 団体規約並びに代表者の前年度分の納税証明書(市県民税が課税されていない場合は所得課税証明書も併せて添付)及び住民票の写し

(8) 理由書(様式第5号)(やむを得ない理由により融雪装置の設置に係る工事の施工、物品の購入等を市内業者に発注できない場合に限り。)

(9) その他市長が必要と認めた書類

(融資決定の通知等)

第8条 市長は、前条に規定する確認申請があった場合は、速やかに審査し、申請のあった融雪装置及び申請者が第2条第1号及び第3条に定める要件に適合すると認めるときは、融雪装置設置資金融資対象者決定通知書(様式第6号。以下「融資対象者通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、融資対象者通知書を受け取った後、金融機関が必要と認める書類を添付し、金融機関に対し融資の申請を行うものとする。

3 金融機関は、前項の申請があった場合は、審査を行ったうえで、融資の可否を決定し、その結果を融雪装置設置資金融資決定通知書(様式第7号。以下「決定通知書」という。)又は融雪装置設置資金融資不決定通知書(様式第8号)により、速やかに当該申請者に対して通知するものとする。この場合において、金融機関は決定通知書の写しを市長に送付するものとする。

4 前3項の規定は、融資の決定後、申請の内容を変更しようとする場合について準用する。

5 申請者は、融雪装置の設置工事着手後に前項の規定による変更を行う場合を除き、決定通知書の交付を受けた後に、当該工事に着手するものとする。

(工事完了届)

第9条 申請者は、当該工事が完了したときは、融雪装置設置工事完了届(様式第9号。以下「工事完了届」という。)に工事記録(写真)を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、工事完了届を受理したときは、その完了を確認し、その結果を融雪装置設置工事完了確認通知書(様式第10号。以下「工事完了確認通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認のために必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。

4 第2項の規定による確認の結果が不合格である場合は、利子補給金を交付しないものとする。

(融資の実行等)

第10条 申請者は、前条第2項の規定による確認の結果が合格(条件付きで合格である場合を含む。)である旨の工事完了確認通知書の交付を受けたときは、融資の申請を行った金融機関に対し当該通知書を提出するものとする。

2 金融機関は、申請者から工事完了確認通知書が提出されたときは、遅滞なく融資を実行するものとする。

(辞退)

第11条 申請者は、決定通知書を受理した後、金融機関との間で締結した融資に係る契約を解除しようとするときは、速やかに金融機関に対して融雪装置設置資金融資辞退届(様式第11号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、金融機関は、速やかに市長に報告しなければならない。

(報告)

第12条 金融機関は、9月及び3月の年2回、月毎の融資状況等を市長に報告しなければならない。ただし、償還期日前において融資を行った資金の全部が繰上償還された場合は、随時報告するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に確認申請が行われるものについて適用し、同日前に確認申請が行われたものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 第4条の規定の適用については、この要綱の施行の日前に、改正前の弘前市融雪装置設置資金貸付要綱（平成27年弘前市告示第190号）の規定により行われた貸付けは、この要綱の規定により行われた融資とみなし、その回数は通算する。